



総合計画審議会委員を公募します！

市の最上位計画である第2次野洲市総合計画の後期基本計画を策定するにあたり、学識経験者や関係団体の代表者の皆さんとともに、これからの野洲市のまちづくりに関して審議をしていただく委員を公募します。

任 期…委嘱の日～令和8年3月31日 募集人員…2人以内

応募資格…次の①②に該当する人

- ①令和6年4月1日現在、満18歳以上の市内在住・在勤者
- ②任期内に5回程度開催（平日の日中、約2時間）の会議に継続して出席できる人

応募・問い合わせ…12月20日(金)午後5時までに住所または勤務先、氏名、年齢、電話番号を記入の上、「応募動機および私が考える野洲市の課題と将来の姿について」（800字程度／様式自由）を添えて郵送、ファクス、Eメールまたは持参のいずれかで企画調整課（〒520-2395野洲市小篠原2100番地1）☎587-6039、FAX586-2200、Eメールkikaku@city.yasu.lg.jp

※選考結果は、応募者全員に通知します。

※提出書類は返却しません。

※審議会の出席者には謝礼をお支払いします。



計画(案)等に対する意見募集

計画の内容をより良いものにするため、各計画(案)に関して、広く周知し皆さんの意見を募集します。

- ★閲覧時間は、各施設の執務時間内に限ります。
- ★閲覧場所は、各担当課以外に市役所本館情報公開コーナー、野洲図書館、各コミュニティセンター、人権センター、市民交流センターでも可能です。
※市ホームページでも閲覧可
※コミュニティセンターきたのは改修工事中のため、他の閲覧場所または市ホームページをご覧ください。
- ★意見の提出は、閲覧期間内に住所、氏名、電話番号、意見（様式自由）を記入の上、郵送、ファクス、Eメールまたは持参のいずれかで各問い合わせに記載の担当課へ提出してください。
- ★上記意見募集において提出されたご意見は、参考とさせていただきますが、個別の回答は行いませんのでご了承ください。後日、市ホームページ等でご意見に対する回答を掲載します。
- ★ご意見等の提出に際し、市が収集した個人情報は、野洲市個人情報保護条例に基づき適切に取り扱います。

◆◆ 第三期野洲市子ども・子育て支援事業計画(案) ◆◆

市では、第三期野洲市子ども・子育て支援事業計画を策定します。この計画では、教育・保育のニーズ調査、現状と課題の把握等を行い、令和7年度～令和11年度における必要な事業量の推計、目標量の設定等を定めます。

閲覧期間…12月2日(月)～27日(金)

閲覧場所…こども課、野洲市子育て支援センターほか

意見の提出・問い合わせ…

こども課（〒520-2395野洲市小篠原2100番地1）

☎587-6052、FAX586-2176、

Eメールkodomo@city.yasu.lg.jp

◆◆ 第4次野洲市子どもの読書活動推進計画(案) ◆◆

市教育委員会では、子どもが自ら進んで読書を行う習慣を身につけることができるよう、子どもの読書活動を推進していくための指針として、第4次野洲市子どもの読書活動推進計画を策定します。

閲覧期間…12月23日(月)～令和7年1月17日(金)

閲覧場所…生涯学習課（人権センター内）ほか

意見の提出・問い合わせ…

生涯学習課（〒520-2331野洲市小篠原1780番地）

☎587-6053、FAX587-3835、

Eメールsyougai@city.yasu.lg.jp



大津湖南都市計画の決定案・変更案を縦覧します

市内在住者もしくは利害関係がある人は、縦覧期間中に意見書を提出することができます。

①大津湖南都市計画「乙窪里ノ内」地区計画の決定案

乙窪の一部に、既存集落および周辺環境と調和した良好な住環境の形成を図るため、地区計画を定めます。

②大津湖南都市計画学校の変更案（野洲小学校）

野洲駅南口周辺整備に伴い、野洲こどもの家を野洲小学校区域内に移転整備することから、都市計画区域の変更を行います。

③大津湖南都市計画教育文化施設の決定案（野洲文化ホール）

市内の文化施設を野洲文化ホールに集約することに伴い、野洲文化ホールを新たに都市計画に定めます。

縦覧期間…12月9日(月)～23日(月) 午前8時30分～午後5時15分（土曜・日曜日、祝日を除く）

縦覧場所…都市計画課（市役所別館1階）

意見の提出・問い合わせ…縦覧期間満了の日までに住所、氏名、電話番号、意見を記入の上、郵送または持参のいずれかで都市計画課（〒520-2395野洲市小篠原2100番地1）

☎587-6324、FAX 587-6960

マイナンバーカードの健康保険証利用登録解除の 申請受け付けが始まりました

健康保険証の利用登録がなされたマイナンバーカード（以下「マイナ保険証」）をお持ちの人で、マイナ保険証の利用登録の解除を希望する場合は、申請により解除できるようになりました。

野洲市国民健康保険または後期高齢者医療保険にご加入の人は、オンライン申請または保険年金課にて受け付けを行います。保険年金課で申請をする場合は、本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカード等）を持参のうえ、窓口までお越しください。



利用登録解除
オンライン申請はこちら

それ以外の健康保険等にご加入の人は、ご加入の保険者にお問い合わせください。

※別世帯の人が申請される場合は、委任状が必要です。

※解除申請後、解除が完了するまで1～2カ月ほど時間がかかります。

※解除申請された人は、「資格確認書」の交付対象となりますが、お持ちの保険証の有効期限（最長有効期限：令和7年7月31日）を経過するまでは、保険証をご利用ください。「資格確認書」は保険証の有効期限前に送付します。

問い合わせ…保険年金課 ☎587-6081、FAX586-2177

入札参加資格審査申請のお知らせ

市が行う物品供給・役務提供に係る競争入札等の参加資格審査の申請を受け付けます。

受付日…種別、地域区分によって指定（1月中旬～2月下旬）

受付方法…郵送のみ

※申請要領（受付期間含む）、申請書等の様式は、市ホームページをご確認ください。

●物品供給・役務提供

対象…登録を希望される業者

有効年度…令和7年度（今年度は、中間年となります。）

※建設工事・測量・建設コンサルタントは、令和5年度から、滋賀県での共同受け付けとなっていますので、物品供給・役務提供のみとなります。

問い合わせ…総務課 ☎587-6038、FAX 587-4033

社会保険料控除のお知らせ

令和6年1月1日～12月31日に支払った国民健康保険税や介護保険料、後期高齢者医療保険料、国民年金保険料は、確定申告等で社会保険料控除として申告できます。

★★★ 国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料 ★★★

●納付書払いまたは口座振替（普通徴収）の人

令和7年1月下旬に、令和6年1月1日～12月31日に納付された各保険税・料の金額を記載した「社会保険料控除対象額のお知らせ」をお送りします。年末調整等でそれまでに証明書が必要な人は、税務納税課までお問い合わせください。

なお、内容や金額に関することは、各担当課までお問い合わせください。

●年金から天引き（特別徴収）されている人

年金から各保険税・料を天引き（特別徴収）されている人は、各年金保険者（日本年金機構など）から送付される「公的年金等の源泉徴収票」に納付額が記載されていますのでご確認ください。市からはお知らせできません。

「公的年金等の源泉徴収票」については、各年金保険者へお問い合わせください。

※障害年金・遺族年金など非課税年金から各保険税・料を天引きされている人で、証明書が必要な人は、税務納税課までお問い合わせください。

問い合わせ…▽国民健康保険税に関すること

税務納税課 ☎587-6040、FAX587-2439

▽介護保険料に関すること

介護保険課 ☎587-6074、FAX586-2176

▽後期高齢者医療保険料に関すること

保険年金課 ☎587-6081、FAX586-2177



★★★ 国民年金保険料 ★★★

社会保険料控除の適用を受けるためには、年末調整や確定申告の際に「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」または領収証書を添付する必要があります。

日本年金機構からは次のスケジュールで「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」を対象者に発送します。

※国民年金保険料を納付した時期によって、発送時期が異なります。

※ねんきんネットにて事前に電子送付希望の登録を行った場合、郵送は行いません。

発送時期…▽令和6年1月1日～9月30日に国民年金保険料を納付した人

10月下旬～11月上旬に発送

▽令和6年10月1日～12月31日に国民年金保険料を納付した人

令和7年2月上旬に発送

問い合わせ…草津年金事務所 ☎567-2220

市保険年金課 ☎587-6081、FAX586-2177



日本年金機構
ホームページ

要介護認定等を受けている 65歳以上の皆さんへ

所得申告の「障害者控除対象者認定」のための申請を受け付けています

確定申告等で、身体障害者手帳や療育手帳などの交付を受けている場合は、申告時に障害者手帳等を提示することにより障害者控除を受けることができます。

また、これらの手帳の交付を受けていない人でも、要件に該当すると認められた場合は、障害者控除を受けることができます。この認定には、市への申請が必要です。認定書の交付には、申請日から1週間以上の期間が必要ですので早めに申請してください。

要 件…市内在住の要介護認定を受けた65歳以上の人で、次の①～③のいずれかに該当する人

- ①知的障害者に準ずる障がいがある人
- ②身体障害者に準ずる障がいがある人
- ③6カ月以上寝たきりの人

申請手続き…介護保険被保険者証を持参し、申請してください。

※申請後、該当者には認定書を郵送します。

※昨年以前に認定書の交付を受けた人で、障がい事由に変更がない人は、すでに交付されている認定書で所得税等の申告ができます。

申請・問い合わせ…介護保険課 ☎587-6074、FAX586-2176

国民健康保険「医療費のお知らせ」を送付します

このお知らせは、確定申告等の医療費控除の医療費の明細書として使用することができますので、医療費控除を受けようとする人は、確定申告まで保管してください。

発行月等…12月、2月の年2回発行します。

	発行月	受診対象月
1回目	12月下旬	1月～10月受診分
2回目	令和7年3月上旬	11月・12月受診分



★確定申告による本通知使用の注意点

- ① 2回目送付分（11月・12月受診分）の本通知が送付される前に医療費控除の申告をする場合や、本通知に記載のない対象支出については、別途領収書に基づいて申告してください。（この場合、税務署から該当の領収書の提示または提出を求められる場合がありますので、領収書は確定申告期限から5年間保管してください。）
- ② 「自己負担額」と実際にご自身が負担された額が異なる場合や、高額医療費などの支給を受けた場合には、ご自身で額を修正して申告いただく必要があります。

※高額療養費の支給申請で領収書を求められた場合や福祉医療費、各種公費医療の支給申請には、従来どおり領収書の原本が必要です。

問い合わせ…保険年金課 ☎587-6081、FAX586-2177

就学援助制度のお知らせ

野洲市立の小・中学校に在籍するか、市内に在住で、滋賀県立または国立大学法人が設置する小・中学校に在籍する児童・生徒のいる世帯で、経済的な理由から就学が困難と認められる場合、学用品費や給食費などの一部が援助される制度があります。この制度の申請は、いつでも受け付けています。

申請方法…申請書に必要事項を記入の上、各学校または学務課（人権センター 2 階）に提出してください。

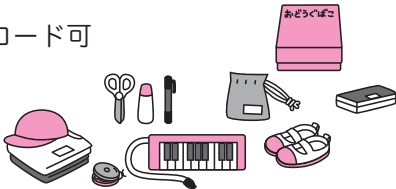
世帯状況を把握するため、添付書類が必要な場合があります。

※申請書は、各学校、学務課に設置しています。市ホームページからもダウンロード可

※申請には、振込口座のわかるものが必要です。

※認定された場合は、申請月の翌月からの援助となります。

問い合わせ…学務課 ☎587-6017、FAX587-3835



就学指定校変更および区域外就学のお知らせ

市教育委員会では、市立小・中学校への児童・生徒の就学について通学区域を定め、就学校を指定しています。しかし、特別な事情により指定された就学校への就学が困難な場合、就学する指定校を変更できる制度を設けています。変更が望ましいと判断した場合、一定の期間就学する指定校を変更することが可能です。なお、許可基準に基づき承認するため、申請をすれば必ずしも認められるわけではありません。

◆指定校変更とは

市に住民登録している児童・生徒が、指定校以外の市立小・中学校へ就学することを許可する制度です。

◆区域外就学とは

市に住民登録している児童・生徒が、市外の小・中学校へ就学する、または市外に住民登録されている児童・生徒が、市立小・中学校へ就学することを許可する制度です。

変更の主な許可事由、手続き、留意事項等、詳細はお問い合わせください。市ホームページにも掲載しています。

なお、新入学時（4月）から就学指定校の変更を希望される場合は、できる限り早くご連絡ください。

※事由により添付書類が必要となります。

申請・問い合わせ…学務課 ☎587-6017、FAX587-3835



出張！カフェおこしやす

毎月、野洲図書館で開催している「カフェおこしやす」を出張開催します。

「カフェおこしやす」とは誰でも気軽に集まっておしゃべりできるカフェです。専門職による、ためになるプチ講座、各種サークル団体等による発表会なども実施しています。

普段遠くてなかなか参加できない人や、興味のある人、皆さんと一緒に楽しい時間を過ごしませんか。ぜひご参加ください。



日程等…	開催日	時 間	場 所	プチ講座
	12月3日(火)	午後1時30分 ～3時	コミュニティセンターみかみ	認知症について考えよう
	令和7年1月7日(火)		平和堂アル・プラザ野洲	お家でできる運動
	2月4日(火)		コミュニティセンターみかみ	生活習慣病の予防について
	3月4日(火)		野洲図書館本館	お楽しみ会

対 象…どなたでも 参加費…無料

問い合わせ…高齢福祉課・地域包括支援センター ☎588-2337、FAX586-3668

令和7年度農業施策等に関する意見書を 市長へ提出しました

農業委員会は11月7日、農業を取り巻く厳しい経営環境に対する財政支援と農業者の高齢化対策および後継者不足の解消に向けた施策を展開されるよう市長に意見書を提出しました。

主な意見内容は以下のとおりです。【要約】

■農業者の経営安定支援

農業経営に与える影響が大きい燃料価格、資材価格等の高騰に対して、農業者を支援する市独自の補助金を検討されたい。

■農業の担い手確保

新規就農者への支援について、市独自に新規就農者へ定額給付を行う等の支援策を検討されたい。また、集落営農組織はかつて農政施策の一環として、行政が指導し、各集落に働きかけ組織化した営農組織であることから、持続可能な営農活動が展開できるよう適切な対策を講じられたい。

■その他（地域計画策定の推進、遊休農地対策、有害鳥獣等による被害防除対策、農業用施設の保全等）

問い合わせ…農業委員会事務局 ☎587-6007、FAX587-3834



意見書を提出する立入会長（中央）と
田中職務代理者（左）

税金の納め忘れはありませんか？

皆さんから納めていただく市税や県税は、福祉・教育など生活を支える身近な行政サービスに使われる大切な財源です。

市町と県では、**12月を「ストップ滞納！！強化月間」**として、税の公平な負担の観点から、一斉に滞納整理を強化します。もう一度、納め忘れがないかお確かめください。

納付が困難なときは…

納期限内に納付が難しい場合は、税務納税課までご相談ください。その人の事情に応じて納付相談を受け付けています。

- 使わなくなった軽自動車の廃車手続きはお済みですか？
- 国民健康保険に加入されていた人で就職等により社会保険に加入された場合における、国民健康保険の脱退の手続きはお済みですか？
- 病気や失業、事業の廃止などやむを得ない事情がありますか？
- 多重債務などで困っていませんか？

県と県内市町では、公平な税負担と税収の確保を図るため「滋賀県地方税務協議会」を設置し、連携・協働して県税と市町税の滞納整理を推進しています！

問い合わせ…▽市税に関すること 税務納税課 ☎587-6040、FAX587-2439

▽県税に関すること 南部県税事務所納税課 ☎567-5406、FAX566-0439

『児童手当 12月期支払い』 のお知らせ

12月期の支払いは、12月13日(金)を予定しています。

児童手当定期支払通知書は送付されませんので、支給日以降に通帳にてご確認ください。

※10～11月分の手当が対象です。児童手当制度の改正により手当額が変更となった世帯には11月下旬に額改定通知を送付しています。

※児童手当制度の改正に係る申請がお済みでない人は至急手続きをしてください。詳細は「広報やす」10月号に掲載しています。

問い合わせ…子育て家庭支援課 ☎587-6884、FAX586-2176